

< 税務 >

次ページにて、 についてより詳しくご紹介しています。



内容のご質問等については、TEL 0258-33-8836 担当 阿部、磯部匠まで

配信中止等のお問い合わせは、ホームページ <https://www.3d-m.jp/contact/others/>

各種相談受け付けております。

“ワンストップ相談会”毎週金曜日 TEL 0258-36-2685 (要事前予約)

個人に関すること、経営に関することを各専門家がワンストップでご相談に応じます。

1. 一定割合

免税事業者からの課税仕入れについては仕入税額控除を行うことができません。

ただし、下記の期間は、免税事業者からの課税仕入れであっても、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額とみなして控除できる経過措置があります。

● 改正前

期間	割合
R 5.10.1～ R 8.9.30	80%
R 8.10.1～ R 11.9.30	50%
R 11.10.1～	0%



● 改正後

期間	割合
R 5.10.1～ R 8.9.30	80%
R 8.10.1～ R 10.9.30	70%
R 10.10.1～ R 12.9.30	50%
R 12.10.1～ R 13.9.30	30%
R 13.10.1～	0%

2. 一定金額

一の免税事業者から行う経過措置の対象となる課税仕入れの額の合計額が、その年又はその事業年度で課税期間に応じた下記の金額を超える場合には、その超えた部分の課税仕入れについて、経過措置は適用できません。

期間	金額
R 6.10.1～ R 8.9.30 までの間に開始する課税期間	税込 10 億円
R 8.10.1 以後に開始する課税期間	税込 1 億円

3. 帳簿

下記の記載事項が必要となります。

課税仕入れの相手方の氏名又は名称

課税仕入れを行った年月日

課税仕入れに係る資産又は役務の内容及び経過措置の適用を受ける課税仕入れである旨

課税仕入れに係る支払対価の額

4 . 請求書

次の記載事項が必要となります。

書類の作成者の氏名又は名称

課税資産の譲渡等を行った年月日

課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容

税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の税込価額

書類の交付を受ける当該事業者の氏名又は名称